

ア 上記（１）（２）に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと会長が認める生徒について、別途定める規定に従い大会参加を認める。

イ 上記（６）アのただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技３回限りとする。

ウ 上記アの別途定める規定は、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規定」に準ずる。

(13) 上記（１）から（12）の他、上位大会実施要項に準じ専門部で定める。

1 1 大会開催時期及び期間

(1) 春季大会は５月中旬までに、秋季大会は９月上旬から１１月下旬の間に開催することを原則とする。

(2) 大会開催の日数は、２日を超えないことを原則とする。

(3) 競技規則及び参加校数等により大会開催日数が２日を超える場合は、理事会の承認を必要とする。

(4) 大会は、土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とする。

1 2 大会開催会場

(1) 大会の会場は、参加校の施設とすることを原則とする。

(2) 参加校の施設を会場とする場合は、輪番制を原則とする。

(3) 県内の公営施設を借用する場合は、会長の承認を必要とする。

1 3 大会開催計画書の提出

(1) 当該専門部委員長（以下「委員長」という。）は、専門部地区代表委員（以下「地区代表委員」という。）と緊密な連絡調整を行い、部長の承認を得て本連盟に大会開催計画書を提出する。

(2) 大会開催計画書に記載する内容及び様式は、別に定める。

(3) 大会開催計画書は、大会開催年度前年の１０月３１日までに提出する。

(4) 大会の期日・会場・主管校・運営予算は、専門部委員長会議で審議し、理事会の決定後、代議員会の承認を得る。

(5) 代議員会の承認後、やむを得ず期日・会場・主管校を変更する場合は、会長の承認を必要とする。

⑦

1 4 大会役員

(1) 大会会長

大会会長は、副会長（大会開催地区）とする。

(2) 大会副会長

大会副会長は、部長とする。

(3) 大会顧問

大会顧問は、実情に応じ開催地市町村機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

(4) 大会参与

ア 大会参与は、参加校の校長とする。

イ 大会参与は、実情に応じ共催する機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

(5) 大会委員長

ア 大会委員長は、主管校長とする。

イ 主管校長が上級役員の場合は、同校教頭とする。(複数の教頭がいる場合は主管校長が指名した者)

(6) 大会副委員長

大会副委員長は、次の者とする。

ア 主管校教頭(大会委員長の場合は除く。)

イ 委員長

ウ 大会開催地区代表委員

(7) 大会委員

大会委員は、次の者とする。

ア 大会開催地区専門部委員

イ 主管校、会場校の体育主任及び担当責任者

ウ 実情に応じ、開催地市町村機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

1.5 競技役員

(1) 競技役員の構成は、専門部で定める。

(2) 競技役員には、必ず次の係を置く。

ア 救護係 イ 大会参加料係 ウ 補助役員係

(3) 競技役員は、参加校の教職員に委嘱することを原則とする。

(4) やむを得ず参加校教職員以外の者(以下「外部役員」という。)に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ会長の承認を必要とする。

(5) 外部役員を委嘱する場合は、次の順で会場に近距離の者から委嘱することを原則とする。

ア 大会開催地区内の加盟校教職員に、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。

イ 種目別競技団体関係者に、所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。

(6) 外部役員の旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。

(7) 救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、予め校長及び本人の承諾を得る。旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。

(8) 救護係を加盟校以外の者に委嘱する場合は、会長の承認を必要とする。必要経費は本連盟で負担する。

1.6 外部役員の申請

(1) 委員長は、主管校の要請により検討調整を行い、部長の承認を得て申請書を大会開催日の15日前までに、本連盟に提出する。

(2) 申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。

(3) 本連盟は、申請書に基づいて検討し、結果を主管校に連絡するとともに旅費を主管校長に送金する。

1.7 補助役員

(1) 補助役員は、参加校の部員に委嘱することを原則とする。

(2) 補助役員は、会場に近距離の参加校から順次委嘱することを原則とする。